

平成20年局地激甚災害一覧 (激甚法2章グループ関係)

災 害 名	対 象 区 域		備 考
	都道府県名	市 町 村 名	
平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害	新潟県	さとし 佐渡市 (りょうつし 旧両津市)	(1市)
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害	岩手県	おうしゅうし 奥州市 (こまがわむら 旧衣川村)	(1市)
	宮城県	くりはらし 栗原市	(1市)
	秋田県	おがちくん 雄勝郡 東成瀬村 (ひがしなみせ むら)	(1村)
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害	高知県	あきぐん 安芸郡 安田町 (やすだちよう)	(1町)
平成20年9月12日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨 (台風第13号)による災害	和歌山県	しんぐうし 新宮市 (くまのがわ ちよう 旧熊野川町)	(1市)
	宮崎県	ひがしすまぐん 東臼杵郡 美郷町 (なんごうむら 旧南郷村)	(1町)
	沖縄県	やえやまぐん 八重山郡 与那国町 (よなくにちよう)	(1町)

計4災害

8市町村

- (注) 対象地区市町村名欄に括弧書きで記載してある合併前の市町村は、当該合併前の市町村が局地激甚災害指定基準を満たしたものであり、実際の嵩上げ率の算定にあたっては、当該合併前の市町村に係る特別財政援助額により算定される。
- (注) 平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害に係る佐渡市の災害は、農林水産省所管公共土木施設災害復旧事業(漁港)のみであり、国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係るものは3災害、関係市町村は7市町村である。
- (注) 昨年7月に局地激甚災害指定済みの「平成20年岩手・宮城内陸地震」については、新たに指定基準に該当した地方公共団体を追加するため、本政令により統合され、前回の指定政令は廃止される。